



広報かわいお知らせ版

平成30年4月15日号 No.252
河合町役場【☎0745-57-0200】



今年度もイオンシネマ 優待券販売！！

今年度も河合町民限定にイオンシネマ優待券を販売しますので、ぜひご利用ください。下記QRコードを読み取ると、さらに詳しい情報をご覧いただけます。

- 購入額 1枚1,300円
- 対象 町民で、かつ映画鑑賞料金を1,800円（一般）及び1,500円（大学生）でお支払いされる方はお得です。なお、上記の方でも本券よりお得なサービスを受けられる日がありますので、イオンシネマのホームページなどでご確認ください。
(例) ハッピー55 ハッピーマンデーなど役場出張所（西大和地区公民館）で簡単な手続きで優待券を購入できます。販売時間は9時～17時（土日祝も可、ただし年末年始の12月29日～1月3日は不可）
- 手続き
- 問い合わせ 政策調整課【☎内線213】



河合町高等学校等進学支度金

この支度金は、経済的理由により高等学校等に進学することが困難な方に、進学に要する費用の一部を給付し、等しく教育を受ける機会を守ることを目的としています。「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校および各種学校を含みます。

- 対象（次のすべてに該当する方）
 1. 給付申請した年の3月31日現在に、保護者が児童扶養手当の支給（全額）を受けている方
 2. 給付申請した年度に高等学校等に進学した方
 3. 給付申請した年の1月1日から引き続き本町に住所を有する方
 4. 過去において同種の進学支度金の給付を受けていない方
- 給付額 短期大学・大学は10万円
それ以外の高等学校等については5万円
- 手続き 役場教育委員会事務局総務課にて、申請手続きをしてください。
- 必要書類 ①在学証明書
②児童扶養手当証書
③請求者名義の金融機関の振込先口座番号がわかるもの
- 問い合わせ 教育委員会事務局総務課【☎内線251】

平成30年度公民館クラブ 追加紹介

広報かわい2月号の折り込みチラシで、公民館クラブを紹介しましたが、新たに下記のクラブをご紹介します。
※お問い合わせは、各クラブ代表へ直接ご連絡ください。

- 《琴伝流大正琴 あじさい》
初心者を中心に、文化祭などの出演に向けて練習します！
- とき 毎月第1・3火、水曜日
火曜日：13時30分～15時30分
水曜日：9時30分～11時30分
- ところ 西大和地区公民館
- 会費 月2,000円
- 代表 形谷 光子【☎73-1702】
- 《絵画クラブ つくし》
絵を描くことは、新しい自分に出会える素敵なこと！
- とき 第1・3火曜日 10時～12時
- ところ 西大和地区公民館
- 会費 短期基礎コース3ヵ月（6回）
月4,000円
- 代表 孫 波子【☎73-3313】
- 問い合わせ 生涯学習課【☎57-2271】

さわやかウォーキング

- 《Aコース》
6月3日（日）伊賀上野大山田自然歩道
9月9日（日）住之江加賀新田～南港コース
11月11日（日）羽曳野～藤井寺コース
- 《Bコース》
6月20日（水）円城寺～若草山コース
9月19日（水）私市ハイキングコース
11月21日（水）平群町業平の道
- 対象 18歳以上の町内在住または在勤者
- 参加費 2,000円（保険料など）
- 定員 25名（2名まで申し込み可能）
※定員を超えた場合は抽選となります。
- 申し込み 往復ハガキに、住所・氏名・年齢・電話番号・さわやかウォーキングと明記の上、下記までお申し込みください。
〒636-0061
河合町山坊85 保健スポーツ課 宛
- 申込締切 5月10日（木）※当日の消印有効
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】

教室のご案内

- 《ストレッチヨガ教室》
6月2日、9日、16日、23日、30日（全て土曜日）10時～11時30分
町立体育館
- とき
- ところ 18歳以上の町内在住または在勤者
- 対象 2,000円
- 参加費
- 申し込み 往復ハガキに、住所・氏名・年齢・電話番号・ストレッチヨガと明記の上、下記までお申し込みください。
〒636-0061
河合町山坊85 保健スポーツ課 宛
- 申込締切 5月10日（木）※当日の消印有効
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】
- 《ゲートボール教室》
5月6日、13日、20日、27日、6月3日（全て日曜日）9時～11時
※雨天決行
総合スポーツ公園ゲートボール場（全天候型）
- とき
- ところ
- 対象 小学校高学年～高齢者
- 参加費 無料
- 申し込み 4月21日（土）～5月5日（土・祝）に保健スポーツ課窓口でお申し込みください。（※月曜日休み）
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】
- 《ターゲット・バードゴルフ初心者講習会》
5月8日（火）9日（水）10日（木）11日（金）12日（土）9時～11時
総合スポーツ公園多目的広場
- とき
- ところ
- 対象 18歳以上の町内在住または在勤者
- 参加費 500円
- 申し込み 4月17日（火）～29日（日・祝）に保健スポーツ課窓口でお申し込みください。（※月曜日休み）
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】
- 《まめスポ「リフレッシュ体操」無料体験教室》
6月に開催する「リフレッシュ体操」の無料体験会を開催します。どなたでも参加できます。詳しくは「広報かわい」5月号でご案内します。
- とき 5月9日（水）9時
- ところ 町立体育館
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】
- まめスポからのお知らせ
「ジュニア体操クラブ幼児コース・小学生コース」は催行人数に達しませんでしたので開催を見合わせます。今後の募集はありませんのでご注意ください。
- 問い合わせ 保健スポーツ課【☎56-4600】

いきいきサロン

- 地域の皆さん（高齢者）の交流、仲間づくりの場です。
皆さんの参加お待ちしております。
- 【高塚台一・三丁目】
■とき 4月26日（木）10時～12時
- ところ 高塚台集会所
- 内容 うたごえサロン
- 参加費 100円
- 【星和台】
■とき 4月26日（木）10時～12時
- ところ 葉井・星和台地区老人憩いの家
- 内容 お食事会
- 参加費 200円
- 問い合わせ 豆山の郷【☎58-2734】
- オレンジカフェ
「楽しい茶の間ゆとり」でオレンジ・カフェ（認知症カフェ）を開催します。オレンジ・カフェは認知症の方とその家族が相談、交流できる場所です。認知症のことでお悩みの方は、気軽にお越しください。なお、町民の方はどなたでも参加いただけます。
- とき 4月28日（土）11時～16時
13時～14時は「体操レクリエーション」を実施。その後は交流会を行います。
※当日の参加者数などにより、変更となる場合があります。
- ところ 楽しい茶の間ゆとり
（高塚台2丁目16-4）
【☎32-3261】
- 参加費 無料（飲み物代250円）
- 問い合わせ 地域包括支援センター【☎内線178】
- 第4回 財政健全化特別委員会
■とき 4月24日（火）10時
- ところ 役場3階 会議室
※傍聴いただけます。
- 問い合わせ 議会事務局【☎内線311】
- 第6回 議会改革検討特別委員会
■とき 4月24日（火）13時30分
- ところ 役場3階 会議室
※傍聴いただけます。
- 問い合わせ 議会事務局【☎内線311】

平成30年度 予算等の対応について

1. 専決処分の必要性について

平成30年3月定例会は、平成30年3月15日に開会しましたが、町長の施政方針演説の後、議長が休憩を宣言し、その後再開されることがなく流会となりました。その結果、町が提出した重要な議案（平成30年度当初予算、平成29年度補正予算、各種条例改正等）が、全く審議されず廃案となりました。

この緊急事態に対し、町として3月27日に臨時議会を招集しましたが流会となり、再度、28日にも招集した臨時議会も流会となり、提出した議案は一切審議されませんでした。

平成29年度の各会計の補正予算は、年度末である平成30年3月31日までに決めなければなりません。また、条例改正など4月1日から施行されるものや平成30年度の各会計の当初予算についても、新年度開始前に決める必要があります。

定例会と臨時会での審議がなされず、新年度開始までに再度議会を招集する時間がないことから、地方自治法第179条「議会において議決すべき事件を議決しないとき」及び「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」の規定に基づき、必要な議案や予算等については、専決処分を行わざるを得ないことになりました。

「専決処分」とは、本来は議会の権限である事項を、長が代わって処分することをいいます。

地方自治法179条に基づく専決処分は、次のいずれかに該当する場合に行うことができます（自治法179条1項本文、2項）。

- ①議会が成立しないとき。
- ②一定の要件の下で、議会の会議を開くことができないとき。
- ③長において、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき。

なお、長が自治法179条に基づく専決処分を行ったときは、次の議会でその内容を議会に報告し、承認を求める必要があります（同条3項）。

町民の皆様には、ご心配をおかけしていますが、新年度における平穏な住民生活への影響を極力避けることが最も重要なことであるとの認識のもと、議会において議決すべき事件が議決されないことによる緊急の措置であることをご理解いただき、今後も町政運営へのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

2. 専決処分の概要について

今回専決処分したのは、議会に提出した36案件のうち、平成29年度の一般会計と特別会計の補正予算5件、平成30年度の一般会計と特別会計などの当初予算9件、条例改正など11件、合計で25件について平成30年3月30日付で、やむを得ず専決処分せざるを得ないことになりました。

なお、専決処分した案件の詳細については、町ホームページにて公開しています。

専決処分一覧表

- (1) 平成29年度河合町一般会計補正予算について
- (2) 平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- (3) 平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- (4) 平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- (5) 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- (6) 平成30年度河合町一般会計予算について
- (7) 平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算について
- (8) 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について
- (9) 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- (10) 平成30年度河合町下水道事業特別会計予算について
- (11) 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について
- (12) 平成30年度河合町介護保険特別会計予算について
- (13) 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について
- (14) 平成30年度河合町水道事業会計予算について
- (15) 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- (16) 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- (17) 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- (18) 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (19) 河合町介護保険条例の一部改正について
- (20) 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- (21) 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (22) 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (23) 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- (24) 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (25) 町長の給与の減額に関する条例の制定について

補正予算	5件	予算	9件	条例	11件	計	25件
------	----	----	----	----	-----	---	-----